

⑦ 「“成績UP！” って書いてあったよ！」

～契約における権利と義務～

●主に対応する学習指導要領 公民的分野
内容B 私たちと経済 (1)市場の働きと経済 ア(7)身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。

●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ			
部	章	節	ページ
第3部 経済	第1章 市場経済	第2節 消費者と経済	p.121-124

第I部 指導案

1 授業のねらい

今回の学習指導要領においても「契約の重要性」というキーワードが示されています。
この契約の重要性などを学んでもらうべく、次のことをねらいとしています。

- (1) 生徒にとって身近な契約を通して、経済活動に対する関心を高めるとともに、具体的な事例を通じて、契約について理解させる。
- (2) 契約は、対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ、その結果、法律上の権利と義務(責任)が発生することを理解させる。
- (3) 契約を守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されることを理解させる。

2 生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方

この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

- ① 契約の意義と契約の結果、契約に伴う責任を理解できる。
- ② 契約内容の決め方を理解できる。

3 指導計画

	学習活動	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を読んで、授業料を返してもらえるか、もらえないかを考え、理由を記入する。 ・授業料を返してもらえると考えるか、もらえないと考えるか、簡単に挙手で確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を読み、マーカーで印をつけるなどのアドバイスも必要。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートのワーク1を行い、売買契約を例に、意思が合致するとき契約が成立することや、契約をかわしたおたがい納得している限りその結果について責任が伴うことの説明を聞く。 ・ワーク2、3について、グループで話し合い、結論を発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを使う。 ・契約が成立すると当事者に法的拘束力が生じることを理解させる。 ・DVDが見られない、アルバイトに遅刻する、雨もりが完全には直らない、風邪が一週間たっても治らない場合について、考えさせる。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・AさんとB塾の契約について説明する。 ・消費者契約法等消費者保護の制度についてふれ、企業の責任なども説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士からのアドバイスをもとに説明する。 ・「契約の大切さ」については、自分の生活や体験をふまえたものとなるよう、支援する。

* 導入でワーク1、2をやって、契約について説明し、その後、展開で事例を取りあげるような授業計画でもよい。

4 評価

観点別評価
○知識・技能 ・契約について、理解し、具体的な場面にあてはめることができているか。
○思考・判断・表現 ・具体的な事例について、契約の成立と、お互いの責任について説明できているか。
○主体的に学習に取り組む態度 ・日頃の生活の中での契約に気づき、自分の課題として捉えようとしている。

主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例
○B 規準の例 ・ワークシートの6、7を記入している。
○A 規準の例 ・ワークシートの記述の中に、自らの生活を振り返って、その関わりの中から、契約の大切さや相互の責任、権利の保障などについて記述している。

第Ⅱ部 ワークシート

「成績UP！」って書いてあったよ！」

～契約における権利と義務～

組 番 名前

このワークで「契約」とはどのようなものか考えてみましょう。

事例を読んで、Aさんの授業料が返してもらえるか考えてみましょう。

「返してもらえる」か「返してもらえない」に○をつけましょう。

事 例

Aさんは、中学3年生になりました。それまではとくに家で勉強することもなく、夜はテレビやインターネットを見て、すぐ寝てしまう生活。ところが、3年生になってから親や先生に受験、受験と言われ、どうしたら学習の遅れが取りもどせるか焦っていました。そのようななか、新聞に入っていたB塾のチラシが目にとまりました。「少人数指導で、グングン成績UP！！」「〇〇中学のXくんは、成績3→5へ急上昇！△△高校に合格！」などと書いてあり、Aさんはついに駅前のB塾に行くことにしました。

B塾にかよいだしたAさんでしたが、1学期、2学期が過ぎても、思うように成績が上がりません。どうしたものでしょう…。毎月、親が支払う塾代も安くないのに…。

Aさんは、授業料を 返してもらえる／返してもらえない

理由

1 ジュースの売買契約は、どの時点で結ばれたといえるか、番号を一つ書きましょう。

- ① 値札に100円と書いてあるジュースを手にとったとき。
- ② お店の人にジュースをさし出し、「売る」「買う」と合意したとき。
- ③ 代金100円を払ったとき。
- ④ レシートを受け取ったとき。
- ⑤ お店の人と契約書を作成したとき。

- 2 ジュースを買った客は、100 円を支払わなくてはなりません。売ったお店は、客にどのようなことをしなければならないのでしょうか。

- 3 AさんとB塾は、契約により、それぞれ、どんなことをしなければならないのでしょうか。

- 4 AさんとB塾の契約と一番似ている契約はどれか、番号を一つ書きましょう。

- ① Xさんは、Y店から、DVDを一週間 500 円でレンタルし、その料金を支払う。
② X会社は、Yさんを一週間引越しのアルバイトとして雇い、時給 1080 円の給料を支払う。
③ Xさんは、大工のYさんに雨もりを直してもらい、その報酬として 100 万円を支払う。
④ 風邪にかかったXさんは、医師であるYさんに診察してもらい、その報酬 2000 円を支払う。
- 5 設問 2～4 をふりかえって、契約によってお金が返してもらえない理由をもう一度考えてみましょう。

- 6 身近にある、生活の中での契約の事例を 3 つあげ、そこには、どんな契約があるか書いてみましょう。

○

○

○

7 「契約の大切さ」というテーマで、400文字で作文してみましょう。

第Ⅲ部 弁護士からのアドバイス

1 「契約」とは何でしょうか

(1) 本教材では、Aさん（正確には、Aさんの親権者である両親）は、B塾との間で、受講契約とも呼ぶような契約をしています。契約とはどのようなものなのでしょうか。

契約とは、当事者の意思表示が合致することにより法的な権利義務関係が発生する行為をいいます。ワーク2のジュースの売買では、客はジュースを100円で買う、店は、客にジュースを100円で売るという約束をしています。

このような客の「ジュースを100円で買いたい」という気持ち（意思）が、心の内部にとどまらず、外部に「表示」され、店側の「ジュースを100円で売りたい」という気持ち（意思）が外部に表示され、それが合致したときに契約が成立したといえるので、正解は②です。

そして、契約をすると、客は、店に100円を支払わなくてはならなくなりますし（100円を支払う義務を負う）、店は、ジュースを客に引きわたさなければならなくなります（ジュースを引きわたす義務を負う）。

(2) ところで、単なる約束と契約の違いは何でしょうか。

それは、契約には、「法的な拘束力」があるということです。ジュースの売買でいえば、もし客が100円を支払ったのに店がジュースを引きわたさないときは、客は、店に対し、ジュースを引きわたすよう裁判所に訴えることができ、裁判所という国家権力の力を借りて、ジュースを引きわたしてもらおうという権利を実現することができるのです。逆も同じで、客が100円を支払わないときは、店は100円を支払うように客を訴えることができます（現実には、100円、ジュース一本のために訴えを起こす人はいないですが、）。

なお、契約については、同じ教材集の「ワンクリックで契約成立？」でもふれられていますので、ご参照下さい。

2 契約を解消できるか

(1) さて、ワークシートでは、事例について、AさんがB塾からお金を返してもらえるのかどうかを検討します。

すでに書いたように、契約がいったん成立してしまうと、当事者の間に法的な拘束力が生じ、当事者のいずれかの都合で解消することは、原則としてできません（ワーク1の問題にあります。契約が成立する前には、商品をほかの物に換えたり、買うのをやめたりすることができますが、契約が成立してしまえば、そのようなことはできなくなります。）。

生徒たちは、近所のスーパーなどでの買い物は、レシートを持っていくと返金に応じてもらえることも多いので、契約の解消は、簡単にできているかもしれません。しかし、これは、法的にみれば、スーパーなどのお店と買い手の双方の合意により契約を解約していることとなります。お店側は、お客さんとあまりもめたりすると評判にも関わりますから、サービスで解約に応じてくれるに過ぎません。

(2) それでは、いったん成立した契約は、必ず守らなければいけないのでしょうか。どんな契約も成立してしまえば、絶対に守らなければならないとすると、それはそれで不都合なことが起こってきます。

そこで、民法では、言い間違いや書き間違いがあった場合（錯誤、民法95条）や、相手からだまされたり、おどされたりした場合（詐欺・強迫、民法96条）には、契約を取り消すことができることを定めています。また、未成年者の場合には、判断能力が未熟

ですから、親権者などの同意を得ないで行った法的な行為を取り消すことができます(民法 5 条 2 項)。ただし、ジュースの売買のようなお小遣いの範囲内の行為は取り消しができません(民法 5 条 3 項の「目的を定めないで処分を許した財産を処分するとき」にあたりとされています)。

さらに、契約の相手方が、契約した内容を守らない場合には、契約を解除することができます(民法 540 条)。

契約の取消、解除というのは、中学生には難しいので、すべてまとめて契約を解消すると、ここでは、表記します(ワークシートの事例で問題になるのは、B 塾が約束した内容を守ったかどうか問題になりますので、法律上は、「解除」という制度の問題になります)。

契約をした相手方が、契約内容を守らない場合には、契約を解除することができるのです。

3 契約の内容

(1) では、契約で約束した内容というのは、どのような内容なのでしょう。そして、どのように判断されるのでしょうか。

きちんとした細かい契約書を結んでいれば、契約書に書かれている内容が契約の内容になりますが、口約束でも契約は成立しますし、契約書に細かいことが書いていない場合もあります。

契約の内容は、当事者それぞれが表示した内容について、一般常識(慣習・取引慣行・法令など)をもとに意味を探っていくことになります。

今回の A さんと B 塾の間の契約で、B 塾が契約の内容を守っているかどうか判断するには、B 塾が契約によってどのようなことをしなければならないか、を明らかにすればよいのです。

塾の契約は、上記のように、当事者の意思表示の意味を探っていくと、塾は、一定の期間、繰り返し、生徒に対し、できる限り生徒の成績が上がるような内容の授業を提供しなければならないことになります。そして、実際に生徒の成績アップとか志望校合格という目標は、その性質上、実現が確実ではなく、契約の内容にはなっていません(難しくいうと、継続的役務提供契約という契約になります)。

(2) ワーク 2 の問題の選択肢①DVD のレンタルは賃貸借契約(民法 601 条)、②アルバイトは雇用契約(民法 623 条)、③雨もりの修理は請負契約(民法 632 条)、④医師の治療は(準)委任契約(民法 656 条、643 条)です。

①は、お金を支払って、一定期間物を利用することがおもな内容です(ただで借りる場合を使用貸借といいます)。②は、一方が労務を提供し、一方が報酬を払うことがおもな内容です。③は、仕事の完成に対する報酬の支払いがおもな内容です。④は、仕事の完成を目的とする契約ではなく、一定の事務処理をすることがおもな内容です。

(3) 塾の契約は、このなかのどの契約に似ているかがワークになっていますが、①賃貸借は、一定期間がかかる契約で、その点は、塾の契約に似てはいますが、物を扱う契約と人の仕事を扱う契約では大きく違うといえます。

②の雇用契約は、一定の期間、人に仕事をしてもらう点では、結果を出さなくてもよい塾の契約に似ています。ただ、雇用契約は、雇った人は、雇われた人に対し、指揮命令ができる点に本質があります。塾の生徒が塾に指揮命令ができるとは考えられませんので、その点で、雇用とは大きく異なります。③塾は、仕事(成績アップや志望校合格)を完成する義務を負っているとは考えられません。成績アップや志望校合格は、生徒の

学力、勉強時間、私見であれば運などもあり、必ず、成績アップさせるとか、志望校に合格させるということは、もともと不可能です。

そのような不可能なことを約束しているとは考えにくいところです（もちろん、契約内容はどのように定めようと自由なので、例えば、志望校に合格した生徒だけから、報酬をもらう塾というのも考えられなくはありません。しかし、経営がなかなか成り立たないでしょうから、実際にもほとんど存在しないでしょう。少なくとも筆者は聞いたことがありません。）。④医師は、風邪を治すために、診察をし、必要なら注射をしたり、薬を出したりします。

しかし、人間の体のしくみがすべて解明されているわけではなく、風邪などは、絶対に治る方法などはないでしょう。医師は、そのときの医学の常識のなかで風邪に有効であると考えられている治療をすればよいのであって、風邪を治すという仕事の完成に対して報酬をもらうわけではありません。

- (4) 以上のように考えると、塾の契約に一番似ているのは、④番の準委任契約になります（もっとも、医師に治療してもらう契約は、1回だけでもよいので、定期的に通うことになる塾の契約とは少し異なります）。

4 結論

塾がしなければならない仕事は、一定の期間、繰り返し、塾が生徒に対し、できる限り生徒の成績が上がるような内容の授業を提供することになります。このような仕事がきちんとなされていれば、塾は、契約の内容を守っていないとはいえ、Aさんは、塾との契約を解消することはできない、ということになります。結論は、Aさんは、授業料を返してもらえないということになります。

参考 消費者契約

- 1 以上のように、当事者が合意し、契約が成立した場合には、これを守らなければならないのが原則ですが、現代社会では、一般の消費者と、商品やサービスを提供する事業者との間で、有している知識や情報に大きな格差が存在し、また契約を締結するさいの交渉能力にも大きな格差があります。そのため、消費者が事業者と契約する場合に誤った情報を与えられたり、不当な圧力を受けたり、一方的に不利益な契約条件をおしつけられてしまうことも少なくありません。

そこで、消費者と事業者との間の格差を解消し、実質的に対等な立場で契約が締結できるよう消費者契約法が制定されています。具体的には、不当な勧誘による契約の取り消しが認められ（消費者契約法 4 条）、著しく不当な内容の契約条項は無効とされています（消費者契約法 8 条～10 条）。

塾の契約にしても、例えば勧誘の方法が、電話を一方的にかけてきて勧誘したり、自宅にいきなり訪ねてきたりというような場合は、契約を解消できる場合もあります。また、例えば入塾するさいに1年分の契約をさせられ、一括で最初に代金を払ってしまった場合に、途中でやめた場合など、やめたあとの代金に相当する部分は、返してもらえ

- 2 どのような場合に契約を解消できるかは、特定商取引に関する法律(学習塾の契約は、エステ、結婚紹介サービス、パソコン教室、語学学校などとともに、特定継続的役務提供契約として、特定商取引法で規制されています。)や消費者契約法に定められていますが、これは、かなり細かい内容ですので、ここでは解説しません。これで契約を解消できないのは、おかしいなと思ったら、消費生活センターや弁護士に相談してみるのがよいでしょう。

第Ⅳ部 授業づくりのポイント

1 ねらいをはっきりさせましょう

このワークは、契約がどのようなものか、当事者の意思（表示）と意思（表示）とが合致したときに契約が成立し、当事者がその約束に拘束されることをおおまかに感じ取れるように作成しました。また、契約の成立時期について理解させたいうえで、売買、賃貸借以外の契約にも目を向け、契約内容というのは、当事者の意思を合理的に解釈して決めていくものであることを把握させることを目的にしています。また、どのような契約を結ぶことも当事者の自由である（私的自治・契約自由の原則）ことを理解させたいところです。

2 指導の工夫をしましょう

『中学校学習指導要領解説社会編』（平成 29 年 7 月）p. 140 には「それぞれの集団内では、一人一人が平等な人間として尊重されなければならない。また、人間は社会集団を形成し、その一員として所属する集団や所属員に関わる問題（トラブル）の解決について、どのような決定の仕方が望ましいのか、決定したことを、『きまり』として作ることがある。また、日常生活を送る上で、ある物とある物を交換する場合、どちらかが不利益になることなく互いに満足を得ることができるような取り決めが行われる必要がある。そこで、社会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を改めて『契約』という概念で捉え直し、それを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されること、また、互いが納得して受け入れられたものである限りその結果について責任が伴うことを理解できるようにすることが大切である。」と書いてあります。

まず、私たち教師が「契約」についてしっかりと捉えている必要があります。

3 授業の進め方

〈 導 入 〉

事例を読み、塾との契約（正確に言えば塾と A さんの親との契約ですが）について、自由に意見を言わせてみます。

〈 展 開 〉

さまざまな理由が出ると予想されますが、生徒の考えが広まってきたところで、具体的に契約についてのワーク 1～3 を使って学習していきます。

まず、ワーク 1、2 を使用し、契約の成立時期は、当事者の意思表示が合致した時点であることを確認します。（ワーク 1 の答えは②）契約書を作成するのは、あとで契約の内容などが争いにならないよう、また争いになったさいには、裁判などで使われる証拠となるようにするためであり、契約書をつくらなくても契約が成立することを確認します。また、口だけで契約をかわしても、当事者はその契約に拘束され、おたがいにその契約に定められた義務をはたさなければならないことを確認します。（ワーク 2 の答えは“ジュースを引きわたす義務を負う”）

さらにワーク 3 を使い、A さんと B 塾の契約に注目し、考えをまとめさせます。

またワーク 4 を使い、A さんと塾の契約がどのような内容なのか、つまり塾はどのような義務をはたすことが求められているのかを把握させます。（ワーク 4 の答えで一番近いのは④。②も結果を出さなくてもよいという意味ではその次に近い。数直線で答えを表してもよい。）

結果を出さない ④ ————— ② ————— ③ — ① 結果を出す

〈 まとめ 〉

契約の内容は、当事者の意思を合理的に解釈して決まることや契約というのは、基本的には自由に決めてよいことをおさえます。その後、教科書にのっている、消費者契約法などにふれています。

また、以下のような展開もできます。

〈 導 入 〉

まず、ワーク 1、2 を使用し、契約の成立時期は、当事者の意思表示が合致した時点であることを確認します。(ワーク 1 の答えは①、②、③すべて) 契約書を作成するのは、あとで契約の内容などが争いにならないよう、また争いになったさいには、裁判などで使われる証拠となるようにするためであり、契約書をつくらなくても契約が成立することを確認します。また、口だけで契約をかわしても、当事者はその契約に拘束され、おたがいにその契約に定められた義務をはたさなければならないことを確認します。(ワーク 2 の答えは“ジュースを引きわたす義務を負う”)

〈 展 開 〉

事例を読み、塾との契約(正確に言えば塾と A さんの親との契約ですが)について、自由に意見を言わせます。さまざまな理由が出ると予想されますが、生徒の考えが広まってきたところで、ワーク 3 を使い、A さんと B 塾の契約に注目し、考えをまとめさせます。さらに、ワーク 4 を使い、A さんと塾の契約がどのような内容なのか、つまり塾はどのような義務をはたすことが求められているのかを把握させます。

〈 まとめ 〉

契約の内容は、当事者の意思を合理的に解釈して決まることや契約というのは、基本的には自由に決めてよいことをおさえます。その後、教科書にのっている、消費者契約法などにふれています。